

# 市からのお知らせ TORIDE CITY NEWS

## 12月ごみ収集

31日はお休みです。

☎ 環境対策課 ☎ 内線1417

▶ごみカレンダーはホームページでも確認できます



## 12月の納税

納付は口座振替が便利です

- ▶固定資産税(3期)
  - ▶国民健康保険税(6期)
- ☎ 納税課 ☎ 内線1271

▶介護保険料(6期)

☎ 高齢福祉課 ☎ 内線1324

▶後期高齢者医療保険料(6期)

☎ 国保年金課 ☎ 内線1368

## マイナンバーカード 休日交付専用窓口

☎ 12月8日・15日の各日曜日  
8:30～12:00

☎ 市民課、藤代総合窓口課  
※交付通知書に記載の交付場所を確認し、必ず本人がお越しください。交付申請は受け付けていません。

◎マイナンバーカードの記載内容変更、電子証明書の更新、暗証番号の再設定も受け付けます。

☎ 市民課 ☎ 内線1156

## 防災情報の確認

▶防災無線の放送内容  
☎0120-860-004

▶緊急災害情報

市内の緊急災害情報を確認できます。事前に下記アドレスをブックマーク登録することをおすすめします。

https://www-city-toride-ibaraki-jp.cache.yimg.jp/kinkyu/



## お知らせ

### 市議会定例会

☎ 12月2日(月)～25日(水)(予定)  
◎定例会の様子はインターネットで配信します。

☎ 議会事務局 ☎ 内線1801



取手市議会定例会

### 献血

☎ 12月23日(月)9:45～11:45、  
13:00～14:00

☎ 藤代庁舎

☎ 保健センター ☎ 85-6900

### 歯周疾患検診を受けましょう

☎ 令和7年3月31日(月)まで  
※歯科医療機関の休診日を除く

☎ 7年3月31日時点で、20・30・40・50・60・70歳の方

◎対象者には、6月に医療機関検診受診券を郵送しました。受診券を紛失した方や、6月以降に転入した方は、お問い合わせください。

☎ 500円

☎ 実施歯科医療機関に予約

☎ 保健センター ☎ 85-6900

### 後期高齢者対象の歯科健康診査

☎ 12月31日(火)まで  
※歯科医療機関の休診日を除く

☎ 茨城県歯科医師会に所属している医療機関のうち対象の機関(実施歯科医療機関一覧は、健診の案内に同封)

☎ 問診、歯の状態、かみ合わせ、歯ブラシ指導など

☎ 茨城県後期高齢者医療制度の被保険者で、令和5年度に75・80・85歳を迎えた方

◎対象者には、8月に健診の案内を郵送しました。

☎ 持 受診票(記入したもの)、受診券、歯ブラシ、被保険者証またはマイナ保険証

☎ 希望する医療機関で予約

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 029-309-1212

### ひとり親家庭などの新小学1年生にお祝い品を贈呈

茨城県母子寡婦福祉連合会、取手市母子寡婦福祉会では、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)で令和7年4月に小学校へ入学するお子さんに学用品などを贈ります。

☎ 申 電話か直接：子育て支援課

☎ 締 12月20日(金)

☎ 問 子育て支援課 ☎ 内線1343

### 消防ポンプ操法競技大会 県南南部地区大会結果

龍ヶ崎市で消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会が開催され、市内大会で優勝した第3分団(ポンプ車の部)と、第27分団(小型ポンプ車の部)が出場しました。

◆ポンプ車の部

優勝：取手市(第3分団)

◆小型ポンプの部

優勝：河内町

敢闘賞：取手市(第27分団)

☎ 市消防本部総務課 ☎ 74-1479



取手市 消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会



ポンプ車の部で優勝した第3分団

### 適正な課税のために 土地・建物の変更は届け出を

固定資産税は、毎年1月1日時点の土地や建物の所有者に課税します。適正な課税のために、所有する土地・建物に変更があった場合は、課税課まで届け出てください。

◆以下のような変更を行った場合は、市に届け出てください。

- ▶売買や相続で未登記家屋の所有者が変わった
  - ▶家屋を取り壊した
  - ▶建築確認手続きが不要な増改築で、建物の用途・面積が変わった
  - ▶宅地を駐車場にした
  - ▶畑を宅地にしたなど
- ※法務局への滅失・所有権移転・表示変更などの登記を完了したときは、届け出は不要です。

☎ 課税課 建物の変更… ☎ 内線1250、土地利用状況の変更… ☎ 内線1253

### 障害基礎年金

障害基礎年金は公的年金の一つです。病気やけがなどで一定の障害状態になった方は、障害基礎年金を受給できる場合があります。

☎ 以下の全ての条件を満たす方

▶障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師などの診察を受けた日が次の①か②に該当する

①国民年金加入中

②20歳未満か、国内在住の60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

▶障害の状態が、障害年金制度の障害等級表に定める1級か2級に該当する(障害者手帳などの等級とは異なります)※保険料の納付状況で請求できない場合があります。

☎ 直接：土浦年金事務所か、市国保年金課※市国保年金課での請求・相談は事前予約制です。前日までに電話か窓口で予約してください。

☎ 土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170、市国保年金課 ☎ 内線1371



日本年金機構 障害年金

### AIを活用したマッチングで新しい自分を見つけませんか

現在の職種や経験、資格に基づき、AIが各個人に適したスキル習得講座を提案します。また、県のリスキリングアドバイザーによるキャリア相談も受け付けています。

◎24時間、ご自身のスマートフォン・パソコンから利用可能です。

☎ 講座マッチングにはマイページ登録が必要です。

☎ 県産業人材育成課 ☎ 029-301-3653



いばらきリスキリングプロジェクト  
AIマッチング

## 児童手当 12月支給分(10・11月分)から拡充

☎ 子育て支援課 ☎ 内線1344

### ■制度改正後の支払いが始まります

12月支給分(10・11月分)から、制度改正の支給内容となります。

支払日 12月10日(火)

支払方法 児童手当で届け出があった口座へ支給決定額を振り込み

◎市で認定をした方には、認定通知(支払通知含む)を送ります。支払日を過ぎても通知がない場合は、子育て支援課へお問い合わせください。

### ■支払通知は廃止されます

制度改正に伴い、令和7年2月支給分(12・1月分)以降支払通知は廃止されます。市からの通知は、認定内容に変更がある場合のみ発送します。

### ■改正に伴う手続き

10月から児童手当制度が拡充されました。申請が必要な方で手続きをしていない方は、手続きをお願いします。

※手続きが遅れた場合、加算など児童手当の受給ができなくなる場合があります。